

○国土交通省告示第五百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川川内川水系川内川改修工事（鹿児島県薩摩川内市大小路町字泰平口地先河川敷地から同市東大小路町地先河川敷地まで）

第3 起業地

1 収用の部分 鹿児島県薩摩川内市大小路町字泰平口、字実風、字岩同、字泰平寺、字高野木及び字上水流並びに東大小路町地内

鹿児島県薩摩川内市大小路町字泰平口地先河川敷地、字実風地先河川敷地、字岩同地先河川敷地、字泰平寺地先河川敷地及び字高野木地先河川敷地並びに東大小路町地先河川敷地

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県薩摩川内市若葉町地内から同市東大小路町地先河川敷地までの一級河川川内川水系川内川（以下「川内川」という。）右岸の延長1,460mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川川内川水系川内川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区

間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

川内川は、球磨郡あさぎり町に位置する白髪岳を水源とし、支川の羽月川、隈之城川等を合わせ川内平野を貫流し薩摩灘に注ぐ、幹川流路延長137km、流域面積1,600km<sup>2</sup>に及ぶ河川である。

川内川は、その流域に熊本県、宮崎県及び鹿児島県の3県の6市4町を擁する治水上重要な河川であるが、流域の年平均降水量は約2,800mmに達し、特に上流部は年平均降水量が4,000mmを超える多雨地域であり、また、盆地と狭さく部が交互に繋がる階段型の縦断形状であるため、急勾配区間で流速の速くなった洪水が緩勾配区間に一気に流れ込み、狭さく部で溢水による洪水被害が生じやすい地形となっていることから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。平成18年7月には観測史上最大規模の洪水に見舞われており、死者2名、全半壊・流失家屋32戸、床上浸水家屋1,816戸及び床下浸水家屋499戸の甚大な被害が発生している。

川内川水系の治水対策は、平成19年8月に川内川水系河川整備基本方針が、平成21年7月に川内川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、平成18年7月の観測史上最大規模の洪水に対応し、基準地点である川内における河道配分流量6,000m<sup>3</sup>/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年11月に任意で工事实施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、起業者は、本件事業の施行に当たり低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしており、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされている。

また、起業者が平成26年11月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、

本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、チワラスボ及びツマグロキチョウ、準絶滅危惧として掲載されているトビハゼ、トノサマガエル、ギンイチモンジセセリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマイヅルテンナンショウ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ウスギモクセイ及びカワヂシャその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、このうち2箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2箇所についても鹿児島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、引堤及び高水敷掘削案（以下「申請案」という。）並びに河道掘削案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、用地取得及び移転対象物件が発生するものの、上下流を含め大規模な掘削が必要となる河道掘削案に対し、低水路については改変が無いことから河川環境へ与える影響が小さいこと、掘削等の工事量が少なく施工規模が小さいことから施工性に優れ、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、鹿児島県知事を会長とする川内川改修促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県薩摩川内市役所